

労働契約法「無期転換ルール」の適用目前！

～今さら聞きにくい必要な準備～

- ① 有期雇用とは？
- ② 契約更新とは？
- ③ 契約が5年を超えるとどうなるの？
- ④ 無期雇用者に対する必要な規定の整備
- ⑤ 契約社員とのトラブル事例

有期雇用労働者を現在雇用している、また、これから雇用を検討している場合、労働契約法の改正（平成25年）により、同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールが適用されます。

本セミナーでは、労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換の申込みが平成30年4月から行われることを踏まえ、基本的なルールや、対応に向けた規定の整備等、必要な準備をご案内いたします。



**講師：からすの労務管理事務所
社会保険労務士 烏野 茂孝 氏**

【日 時】 平成30年2月23日（金）14:00～16:30

【会 場】 八尾商工会議所 3階 大ホール

※駐車場は最初の1時間は無料、その後20分ごとに100円が必要となりますので、予めご了承ください。
また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用ください。

【受講料】 無料

【定 員】 40名（先着順。定員に達し次第締め切ります。お早目にお申込み下さい。）

【お申込み・お問い合わせ先】

八尾商工会議所 総務部 業務課

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6

TEL 072-922-1181 FAX 072-922-8828

参加票について：FAXを送信いただいた後、当所から3日以内に参加票を送付いたします。

万が一、参加票が届かない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

八尾商工会議所 業務課（東大阪労働基準協会八尾支部事務局）（送信先 FAX：**072-922-8828**）

八尾商工会議所・東大阪労働基準協会八尾支部（労務セミナー）参加申込書

事業所名		T E L	— —
所在地		F A X	— —
メー ル	@	※八尾商工会議所メールマガジンが不要な方は ☒ して下さい▶ ☐	
参加者	ふりがな （氏名）	（部署・役職）	
	ふりがな （氏名）	（部署・役職）	

※ご記入いただいた情報は、八尾商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。